

基礎的 IT セミナー実施機関募集案内

平成30年10月9日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
山梨支部山梨職業能力開発促進センター

1 趣旨

第4次産業革命による技術革新の進展により、あらゆる産業において、IoT、ロボット、ビッグデータ、AI、RPAなどのIT技術の利用が進められる中、中小企業がIT技術を活用した事業展開を図るためには、全ての従業員が今後標準的に基礎的ITリテラシー（※）を身につけることが求められているところである。

このため、今般、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部山梨職業能力開発促進センター（以下「センター」という。）に設置する生産性向上人材育成支援センターにおいて、中小企業や製造現場等で働く人々を対象としたITの活用や情報セキュリティ等の基礎的ITリテラシーを習得するための基礎的ITセミナーを幅広く民間機関等の教育資源を活用（民間委託）して実施する。

（※）基礎的ITリテラシーとは、現在入手・利用可能なITを使いこなすことにより、企業・業務の生産性向上やビジネスチャンスの創出・拡大に結び付けることができる土台となる能力のことをいい、いわゆるIT企業で働く者だけでなく、ITを活用する企業（ITのユーザー企業）で働く者を含め、全てのビジネスパーソンが今後標準的に装備することを期待されるもの。

2 実施機関の要件

山梨県内で実施する基礎的ITセミナーの実施機関は、訓練の趣旨・目的を理解し、かつ、次に掲げる条件を全て満たす者であること（ただし、（1）及び（2）は大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあってはこの限りではない、また、（6）及び（7）は該当する訓練コースのみ。）。

- （1）法人格を有する者であること。
- （2）国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人でない者であること。
- （3）基礎的ITセミナーに関する事務を担当する者（講師との兼務は不可）を1名以上配置し、かつ、個人情報適切に管理し、個人の権利利益を侵害することなく業務を実施できる者であること。
- （4）実施提案書提出日から遡って1年以内の間、受託しようとするカリキュラムに関連した以下のイからニまでに掲げるいずれかの訓練等を実施しており、安定した事業運営が可能と認められる者であること。

イ 離職者訓練（委託訓練）

ロ 求職者支援訓練

ハ 生産性向上支援訓練（以下「生産性訓練」という。）

ニ 社会人を対象に実施する訓練、研修、講習、セミナー等

- (5) 事業を適切に運営できる組織体制を備えていること。
- (6) 実施機関が訓練実施場所を確保する必要がある訓練コースにあつては、実施機関は、訓練実施に必要な教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等（以下「所有等」という。）により常時使用できる状態（本業務の受託の如何に関わらず、実施機関が所有等する教室、設備、備品等を使用して恒常的に訓練等を実施している状態をいう。）であり、かつ、以下のイからホまでの要件を全て満たしていること。
- イ 15名以上の定員設定が可能な施設・設備を有していること。
 - ロ 訓練時間中、訓練実施場所に施設責任者（講師との兼務は不可、上記（3）の事務担当者との兼務は可）を1名以上配置していること。
 - ハ 訓練実施場所は、山梨県内（実施地域が指定されている訓練コースの場合は当該地域内をいう。）にあること。
 - ニ 訓練実施場所の面積（教室面積）は、受講者1人当たり1.65㎡以上であること。
 - ホ 訓練実施場所は、公共交通機関の駅又はバス停から徒歩20分圏内又は受講者が無料若しくは低額な料金で使用できる台数分の駐車場が近接した場所に所在すること。
- (7) PCを使用する訓練コースにあつては、実施機関は、次の要件を全て満たしていること。
- イ PCは1人1台の割合で設置されていること。
 - ロ ソフトウェアは使用許諾契約に基づき適正に使用できるものであること。
- (8) 訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師を確保していること。
- なお、講師は、別に定める要件を満たす者であり、訓練コースの適切な指導が可能であると認められる者であること。
- (9) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。
- イ 基礎的 IT セミナー又は生産性訓練の実施に当たり、センターからの指示に適切に従わなかったことがある者
 - ロ 過去に行った基礎的 IT セミナー又は生産性訓練の受講者アンケート若しくは事業主アンケートにおいて、著しく評価が低かったことがある者
 - ハ 基礎的 IT セミナー又は生産性訓練の受講者若しくは事業主からの苦情や要望等に適切に対応しなかったことがある者
 - ニ 教材等の著作権法（昭和45年法律第48号）違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であつて、当該事実が判明した日から2年を経過していないもの
 - ホ 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、業務を委託することが相応しくないとしてセンター所長が判断した者又は判断する者
 - ヘ 機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する反社会的勢力に該当する者

- ト 実施提案書提出日現在において、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去 3 か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間経過中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者
- チ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に定めるところの破壊的団体及びその構成員
- リ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定めるところの風俗営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに関連する業務従事者
- ヌ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続の申立てがなされている者
- ル その他業務委託先として適性を欠くと当支部契約担当役が判断した者又は判断する者

3 募集する訓練コース

基礎的 IT セミナーの訓練分類及び訓練分野は下表に掲げるとおりとし、募集する具体的な訓練コースは、実施機関募集コース一覧（別紙）のとおりとする。

訓練分類	訓練分野	募集コース
A IT 理解	・新技術動向	2 コース
	・業務の IT 化	—
	・ネットワーク	—
B IT スキル・活用	・表計算	4 コース
	・データベース	—
	・プレゼンテーション	—
	・文書作成	—
	・ホームページ	—
	・情報発信・収集	—
C IT 倫理	・コンプライアンス	—
	・情報セキュリティ	1 コース

4 業務の内容

基礎的 IT セミナー実施機関募集要領（以下「募集要領」という。）のとおり。

5 募集要領を交付する日時及び場所

（1）日時

平成 30 年 10 月 9 日（火）から平成 30 年 10 月 22 日（月）まで（土・日

祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（最終日は午後4時まで。）。

なお、電子メールによる募集要領の送付を希望する場合は、法人名、担当者名及び電話番号を記入の上、yamanashi-poly03@jeed.or.jp（全て半角）あて送信すること。

※ 電子メールの件名は「募集要領の送付依頼」とすること。

(2) 場所

山梨県甲府市中小河原町403-1

山梨支部山梨職業能力開発促進センター訓練課 担当：樋口

TEL：055-242-3066、FAX：055-242-3068

(3) 持参するもの

募集要領を受領する者の名刺

6 募集要領等に対する質問の受付及び回答

(1) 募集要領等に対する質問がある場合は、次のとおり書面（A4、様式は自由）で提出すること。

イ 受付期間

平成30年10月9日（火）から平成30年10月15日（月）午後5時まで。

持参する場合は、上記期間の土日祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

ロ 提出場所

上記5（2）に同じ。

ハ 提出方法

書面は持参、郵送（書留郵便等発送履歴が残る方法によること。）、FAX又は電子メールにより提出すること（上記イの受付期間内に必着のこと。）。

※ FAX又は電子メールにより送信する場合は、送信後、必ず上記5（2）で指定した担当に電話し、受信を確認すること。

※ FAX又は電子メールの件名は「基礎的ITセミナー実施業務に関する質問」とすること。

(2) 上記（1）の質問に対する回答書は、上記5（2）の担当からFAX又は電子メールで、平成30年10月17日（水）に募集要領受領者全員に回答する予定であること。

(3) 提案書の提出後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできないこと。

7 提案書の提出

(1) 提出書類

イ 基礎的ITセミナー実施提案書（指定様式）

ロ 添付書類

- (イ) カリキュラム案（指定様式）
- (ロ) 提案者の訓練実績が分かる書類（任意様式）
- (ハ) 講師の経歴・指導実績が分かる書類（任意様式）
- (ニ) 訓練実施場所の概要（指定様式）（※実施機関が訓練実施場所を確保する必要がある訓練コースに限る。）
- (ホ) 実施提案書作成に当たっての留意事項及びチェックリスト（指定様式）

(2) 提出期限

平成30年10月9日（火）から平成30年10月24日（水）まで。

(3) 提出先

山梨県甲府市中小河原町403-1

山梨支部山梨職業能力開発促進センター訓練課 担当：樋口、安中

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、封筒表面に「基礎的 IT セミナー実施提案書在中」と添え書きし、山梨支部山梨職業能力開発促進センター訓練課あて書留郵便等発送履歴が残る方法によること。

(5) 留意事項

- イ 実施提案書は、実施提案書作成に当たっての留意事項及びチェックリスト（募集要領に添付）の内容に基づき作成すること。
- ロ 提出書類の受付時間は、土・日祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（最終日は午後4時まで）とする。
- ハ 虚偽の記載をした実施提案書は、無効とする。
- ニ 提出書類に不足・不備がある場合は、選定の対象としない。
- ホ 上記（1）ロ（ロ）及び（ハ）の書類に不明な点がある場合は、選定の対象としない、又は採点の対象としないことがある。
- へ センターが必要と認める場合、提案者に追加資料の提出を求めることがある。
- ト 提出書類の作成、提出等、申請に要する費用は、提案者の負担とする。
- チ 提出書類は返却しない。

(6) 提出された個人情報の取扱い

実施提案書の提出に当たって提供された個人情報については、基礎的 IT セミナーの実施機関選定に関する事務処理に利用することとし、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）を遵守し、保有個人情報を適切に管理し、個人の権利利益を保護する。

8 選定方法

- (1) センター内に設置する委員会において、実施提案書評価項目及び評価の視点（募集要領に添付）に基づき、提案内容を評価した上で、受託候補者を選定する。
- (2) 適正な実施提案書を提出した提案者には、必要に応じて提案内容の説明を求め、あるいは提案者を訪問して施設設備の確認やヒアリングを行う場合がある。

- (3) 確認の際、提案者の協力が得られなかった場合は、選定の対象としない。
- (4) 選定結果は、適正な実施提案書を提出した全ての提案者に遅滞なく通知する。

9 その他

詳細は、募集要領によること。

10 問い合わせ先

山梨支部山梨職業能力開発促進センター訓練課 担当：樋口、安中

TEL：055-242-3066、FAX：055-242-3068

電子メール：yamanashi-poly03@jeed.or.jp (全て半角)